

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、会計法令、日野町財務規則（平成11年3月30日規則第7号）、本件公告に定めるものの他、本件業務に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 業務内容

- (1) 業務名 日野町消防積載車売却
- (2) 物品名 消防積載車 1台

2 売却の方法

- ・入札書提出による一般競争入札（せり売りではありません）
- ・別途定める期日までに入札書を郵送または持参してください。
- ・売却予定の車両について予定価格を設定し、予定価格以上の金額で最も高い金額を入札された方を売買契約の相手方とします（予定価格は事前公表しません）。

3 売却する車両

別紙「日野町消防積載車売却仕様書」のとおり

4 公告の日

令和8年7月10日

5 競争入札参加資格

- (1) 日本国内に住所を有する者又は日本国内に事務所等を有する法人とします。
- (2) 入札に参加できない者（以下ア～キのいずれかに該当する者）
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 政令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から3年を経過していない者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手開始決定がされていない者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手開始決定がされていない者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除要請のある者

- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及び当該団体に属する者

6 入札参加方法

以下により入札書及び必要書類を郵送または持参により提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年8月14日（金）午後5時まで〔厳守〕
(2) 提出先 〒689-4503
鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町役場総務課 宛

(3) 提出する書類

ア 個人の場合

- ①入札書（入札金額等を記載し、内封筒に入れて封をして提出してください。）
- ②入札参加申込書（別添町指定のもの）
- ③身分証明書（免許証または保険証）の写し
- ④直近1年分（令和7年度分）の住民票を有する市町村及び県税、国税の納税証明書（未納のないことの証明書）

イ 法人の場合

- ①入札書（入札金額等を記載し、内封筒に入れて封をして提出してください。）
- ②入札参加申込書（別添町指定のもの）
- ③登記事項証明書
- ④直近1年分（令和7年度分）の消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書、県税の納税証明書（未納のないことの証明書）
- ⑤日野町に入札参加資格審査申請書を提出している者は上記③④の提出を省略することができます。

※提出する書類に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

※必要書類が誤りなく揃っていることを確認してから、提出してください。

また、入札書は別途、内封筒に入れて封をしてから、他の書類と一緒に郵送してください。（別紙「提出する書類の郵送方法」参照）

(4) 入札書提出に係る注意事項

- ア 入札書に記載する金額は、消費税を含めた金額とし、1円までの金額を記載してください。
- イ いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても変更または取り消しを行うことができませんので、ご注意ください。
- ウ 入札書等提出期限の日時までに入札書が到着しなかった方は、入札に加わることはできません。
- エ 入札者が1人であっても、入札を執行します。

- オ 入札書には、記名押印をしてください。
- カ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。（例 1、2、3）
- キ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。
- ク 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効となります。
- ケ 入札者は、入札書を開札するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。
- コ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、日野町財務規則に基づき執行します。

7 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の額で、かつ最も高い金額を入札された方を売買契約の相手方とします。（※予定価格とは、町の売却希望となる最低価格のことで事前公表しません）
- (2) 最も高い金額を入札された方が複数となった場合、入札執行者以外の職員が、入札者に代わってくじを引き、落札者を決定します。
- (3) 入札者には開札結果を電話にて連絡します。

8 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年8月19日（水）午後1時
- (2) 場 所 日野町役場（鳥取県日野郡日野町根雨101番地）

9 入札に係る車両公開

- (1) 日 時 令和8年7月21日（月）から 令和8年7月31日（金）、
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）
- (2) 場 所 日野町防災基地（日野町中菅579番地5）
※車両公開を希望する場合は、事前に問合わせ先までご連絡ください。
（敷地内での車両の試乗及び始動確認は可能です）

10 入札保証金及び契約保証金 免除

11 売却の条件

- (1) 契約金額はリサイクル料金を含めた金額となります。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに物品売買契約を締結してください。
- (3) 物品売買契約締結後、日野町の交付する納入通知書により、20日以内に契約金額を全額納付してください。契約締結、20日以内に契約金額が全額納付されない場合、売買契約を解除します。
- (4) 物品売買契約締結後30日以内に道路運送車両法に基づき名義変更を行い、登録識別情報等通知書を町担当課に提出してください。また、申請に必要な書

類は買主がすべて用意するものとし、諸費用は買主の負担とします。

- (5) 車両は、名義変更が完了したことを証明する書類、納入通知書及び領収証書の原本を担当課に示したうえ、物品売買契約締結後30日以内に町職員の立ち合いのもとで引き渡します。引渡し日時、具体的な搬送方法については担当者
と協議してください。
- (6) 車両の搬送については買主の責任のもとで行い、搬送等に係る手続き及び費用（保険等含む）については、買主が負担するものとし、
- (7) 車両は現状のまま引渡しますが、引き渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- (8) 車両の引取後、速やかに車両から消防マーク及び表示灯の撤去を行い、「日野町消防団」等の文字を消去してください。作業費用はすべて買主負担とし、車両の引渡しから30日以内に作業前と作業後の写真を担当課に提出してください。
- (9) 車両を引取後、解体処分する場合、売買契約締結後にその旨を報告してください。解体処分の場合、完了後に解体処分完了報告書（任意様式）及び永久抹消登録が確認できる書面を提出してください。
- (10) 日野町は、売却車両について瑕疵担保責任を負いません。また、引渡後に隠れた瑕疵を発見しても日野町は一切の責任を負いません。
- (11) 契約後の異議は一切認めません。
- (12) 現場での解体は一切認めません。
- (13) 引渡した車両は、いかなる理由があっても返品・交換はできません。
- (14) 上記（1）から（13）に定める事項は原則として変更は認めません。ただし、事前に当事者と協議のうえ変更理由及び変更内容が正当な事由によるものと認められる場合は、この限りではありません。

1.2 本件入札に対する質問及び回答

- (1) 受付期間 令和8年8月3日（月） 午後5時15分まで
- (2) 送付方法 質問書（別添町指定のもの）
- (3) 質問送付先 日野町役場 総務課
ファクシミリまたは電子メールで送付してください。
FAX：0859-72-1484
メール：bousai@town.tottori-hino.lg.jp
- (4) 回答方法 令和8年8月4日（火）午後5時までに質問者に対し回答

- 1.3 問合せ先 日野町役場 総務課（担当：宮本）
電話：0859-72-0331
メール：bousai@town.tottori-hino.lg.jp

(別紙) 提出する書類の郵送方法

- ① 「入札書」は1通のみを別の内封筒に入れ、封をして、封筒に「日野町消防積載車売却」、「入札書在中」と記載し、さらに入札者名を記載したうえで封をして押印してください。
- ② その他の必要書類はそのまま外封筒に入れてください。外封筒には、「入札書及び入札関係書類在中」と記載してください。

参考図

